

第1号様式（第9条関係）

条例見直し調書

作成年度	令和3年度	次回見直し予定	令和7年度
------	-------	---------	-------

条例名		神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例		
条例番号		昭和44年神奈川県条例第9号	法規集	第6編第1章第2節
所管室課		福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課		
条例の概要		在宅の重度障害者等の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給する。		
検 討	視 点	検 討 内 容		備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、在宅の重度障害者等の福祉の増進を図ることを目的に、在宅の重度障害者等に対して支給する神奈川県在宅重度障害者等手当の支給要件等を定めるものであり、必要な条例である。		
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	手当を支給することにより、本人や介護する家族の経済的、精神的負担の軽減に寄与しており、有効である。		支給者数（決算値） ・平成28年度9,393人 ・平成29年度9,440人 ・平成30年度9,418人 ・令和元年度9,571人 ・令和2年度9,725人
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める手当の支給要件等は、明確かつ必要な範囲のものであり、効率的である。		
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例に基づき支給する手当は、「かながわグランドデザイン」第3期実施計画のプロジェクト4「障がい児・者」の「障がい児・者の生活を支えるサービスの充実」に沿ったものであり、県政の基本方針に適合している。		
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、在宅の重度障害者等に対する手当の支給について定めるものであり、憲法、法令に抵触しない。		
	その他			
見直し結果	<ol style="list-style-type: none"> ① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。 		理由等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	